

いなべ市では

平成11年に藤原町大貝戸西之貝戸川、坂本小瀧川で土砂災害が発生して以来、平成16年までに6回の避難勧告が発令されている。幸い人的被害はでていないが、砂防施設の被災や宅地への土砂流入などの被害がでている。長期化する土砂災害は全国的にも珍しく、被害防除のための砂防ダムの増設や流路の拡幅、移転地整備などが現在も進められている。平成17年12月には避難地における避難体制を確立するため、三重県で初めてとなる土砂災害防止法による警戒区域に指定された。指定後の本年7月16日には、土砂災害防止法による避難訓練が行われ、避難時の連絡体制や避難方法などの再確認が行われた。近年、全国的に風水害による災害が多発し、「いなべ市だけが安全である」ということは考えにくく、本年4月11日の大雨では市道市之原下笠田線が37mにわたり崩落、笠田大溜の堤体が一部崩壊した。また、下平地内では法面崩壊が発生し、県道南濃北勢線を封鎖した。



笠田大溜の堤体の一部崩壊の様子



下平地内の法面崩壊の様子

いなべ市の防災

いなべ市の防災活動は、地域防災計画を基本として平常時での予防対策、災害発生時の応急対策等を進めています。



予防対策

いわゆる減災を目的とした内容が計画されています。防災訓練の計画的実施、自主防災組織の育成、災害時要援護者の対策、備蓄資材の確保、砂防施設整備、公共施設の耐震化、道路、水道などライフライン整備があります。

応急対策

災害の発生または発生するおそれがある場合に災害を防除したり、応急的救助を行ったりするなどの計画が定められていて、災害対策本部の運営、防災関係機関との連携、避難活動、救助や医療救護活動などがあります。

みなさんへ

まちのなかで被害が発生したり、脆弱性のある箇所についてハード対策を進め強化していくますが、災害のレベルによってはハード対策だけでは対応ができない場合があります。事実、全国各地で予測を超える災害が発生しています。こういった予測の範囲を超えた自然災害に、行政が全ての対策を講じて責任を負うということには限界があることから、自主防災組織を中心とした地域のみなさんが「**自らの命は自らが守る**」ということを認識していただきたいと思います。